

第2回 地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた懇談会

議事概要

日時：平成29年4月24日（月）

14：00～16：00

場所：中央合同庁舎4号館1階

共用123会議室

- 事務局、資料提出委員、関係団体の順に資料に基づき説明した後、委員による質疑・意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。
- 基本設計業務は、発注者からの委託により行うものである以上、基本的には設計者の意向よりも発注者の考え方や整備上の諸条件が優先されるべきものである。
また、その諸条件のとりまとめにあたっては、設計業務とは別に外部支援を活用する場合であっても、発注者が主体となって要求水準等の明確化を行うことが重要である。
- 建築確認前の工事発注は、公共工事のあり方として、検証する必要があるのではないか。
- 事業が施工に入っても基本設計時の予算内で収まっている例では、基本設計段階における事業費の網羅性や妥当性を高い精度で確認したことが奏功していると思受けられる。
ただし、この段階で高精度な事業費確認を行う場合には、適切な業務報酬の確保に留意が必要である。
- 毎年発注があるような規模の工事と、庁舎建設のような大きな規模の工事とは分けて発注のあり方を考えていく必要があるのではないか。
- 工事監理者と施工管理者、CM rのそれぞれ行う業務間で重なる部分があり、個別の事業ごとに工夫して分担しているものと思われるが、問題を生じさせないためには、制度的な整理の必要があるのではないか。

以上